

HASTIC

ロケット打上げ時の安全対策指針

1. 打上げは、日本航空宇宙工業会のガイドラインに従って実施すること。
2. 打上管理責任者および打上保安責任者の業務内容・権限をより明確化し、関係者に周知の上、円滑な業務遂行に必要な処置を講ずる。
打上保安責任者は必要に応じて副責任者を任命し、安全退避確認等の業務を分担させる。
3. 打上げ現場における円滑な業務遂行のため、情報の共有、情報伝達の適正化を図る。
4. 打上げ手順と安全確認を連動させた安全確認手順書を整備し、安全な打上げを実施する。
5. 打上げ角度は(70度以上)87度を超えないこと。
6. 打上げ場所の風速測定は、地上計測に加えて、上空風速をモデルロケットあるいはバルーンなどにより出来る限り把握し、打上げ条件適合可否の判断に反映させること。
7. 風速が発射台離脱時の機体速度の30%を上回る場合は、打上を実施しないこと。
8. 安全性に関係するロケット機能部品は打上げ時の予測環境(気温)で十分作動することを環境温度試験により確認すること。作動温度のマージンをマイナス側5、プラス側10以上とする。(冬季の打上げではマイナス15度を想定し、作動確認温度はマイナス20度とする)
9. 前項で確認した環境条件を外れる条件においては打上げを実施しないこと。
10. 落下危険域の設置
 - ・ 発射方向から左右105度および射点を中心とする半径50mの範囲を落下危険域とする。
 - ・ 落下危険域に人員配置は行わない。
11. 操作所・計測所の配置
 - ・ ロケット操作所・計測所は射点からの距離を50m以上でかつ発射方向から左右105度の落下危険域の外側に設置する。
 - ・ 簡易型操作所(テント)を使用する場合は射点後方に設置する。
 - ・ 耐衝撃操作所を使用する場合は射点横方向(発射方向から105度以上)に設置できる。
 - ・ 操作所には必要最低限の要員を配置する。(3名を基準)
12. 退避場所
 - ・ 操作所・計測所担当以外の作業員の退避場所は射点から50m以上の射点横ないし後方(発射方向から105度以上)で、障壁物等の物陰とする。
13. 報道席
 - ・ 報道カメラ席は射点横方向(打上げ方向から105度以上)70m以上とする。
14. 一般見学席
 - ・ 射点後方200mとする。
15. 安全教育・情報伝達

打上げ現場に入る見学者・報道関係を含む全ての者に対して、打上げ安全確保に関する情報伝達（文書および口頭説明）を実施する。

16. 承諾書

打上げ現場に立ち入る関係者に対して、自己責任を負うものである旨の承諾書提出を必要に応じて求める。

17. この指針（暫定）は高度 1000m までの打上に適用する。

18. この指針（暫定）は日本宇宙工業会のガイドライン（改訂）が発効され次第、それに合わせて改訂される。

平成 20 年 1 月 21 日原案策定

平成 20 年 1 月 30 日経営企画委員会で審議決定

NPO 法人 北海道宇宙科学技術創成センター